

家畜保健衛生だより

令和7年度 第14号

飼養衛生管理基準が改正されました&韓国で口蹄疫が発生しました！

主な改正点は以下のとおりです。
改正後の全文は農林水産省HPに掲載されています。
右のQRコードからご確認ください。



定期報告書に添付していただくチェックリストの項目も、改正に伴い変更されています。また、回答の選択肢に「できている」「できていない」の他、「一部できている」が加わりました。従前からの項目も含め、遵守できているか確認をお願いします。

全畜種共通

- 飼養衛生管理マニュアルに「農場平面図」を追加（施行日：令和7年10月1日）
農場平面図を飼養衛生管理マニュアルに記載するよう変更になりました。平面図には、衛生管理区域や出入口、消毒設備等を明記する必要があります。

家きん

- 対象とする家きんにエミューを追加（施行日：令和7年10月1日）
 - 農場敷地内の水場の野鳥飛来防止対策（施行日：令和7年10月1日）
農場内の水場等は野鳥の誘引源となります。水抜きや防鳥ネット、テグス、忌避テープの設置等により、野鳥の飛来を防止しましょう。
 - 大臣指定地域における対策（施行日：令和8年1月1日）
過去に高病原性鳥インフルエンザが複数回発生しているなど、鳥インフルエンザの発生及びまん延のリスクが高いと考えられる地域は、大臣指定地域に指定されます。大臣指定地域では新たな対策が必要です。下に示した対策は、その一部です。
なお、令和8年2月1日時点で、指定された地域は神奈川県内にはありません。
- ① 指定地域内で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合には消毒命令が出るため、速やかに消毒薬の散布や塵埃対策が行えるよう備えておく。
 - ② 農場周辺の野鳥の生息等の状況を把握し、農場内の野鳥誘引防止対策を実施する。

非商用家畜

●非商用家畜の飼養衛生管理基準の制定（施行日：令和8年10月1日）

小規模の家畜所有者（※）で、生産物（生きた家畜・乳・卵など）を出荷していない方を対象に、基本的項目のみで構成された新基準が制定されました。内容は以下のとおりです。

- ①飼養する家畜の健康観察
- ②獣医師等の健康管理指導
- ③密飼いの防止
- ④衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ⑥他の農場等に持ち込んだ物品等を衛生管理区域等に持ち込む際の措置
- ⑦畜舎及び器具の清掃又は消毒の実施
- ⑧野生動物の侵入防止及び害虫の駆除
- ⑨飼料・飲水の病原体による汚染の防止
- ⑩衛生管理区域等から搬出する物品の消毒等
- ⑪家畜防疫に関する最新情報の把握並びに特定症状が確認された場合の早期通報及び移動の停止

※ 以下の頭羽数の家畜所有者

牛・水牛・馬	: 1頭
鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし	: 6頭未満
鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥	: 100羽未満
エミュー・だちょう	: 10羽未満

韓国で口蹄疫が発生しました！

2026年1月、韓国で9ヶ月ぶりに口蹄疫の発生（牛飼養農場）が確認されました。

我が国と地理的に近く、人的交流も多い同国での発生のため、我が国へ侵入するリスクが極めて高い状況と言えます。

引き続き、より一層の警戒をお願いいたします！



神奈川県湘南家畜保健衛生所 〒259-1215 平塚市寺田縄 345
TEL 0463-58-0152 FAX 0463-58-5679